



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(131 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222101)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

131

一月十日大臣発言案

昭和四四、一、七
アメリカ局長

1990 1991
昨年末の会談において、沖縄施政権返還の時期及び条件に関し、貴大使の見解を篤と承つた。大使離任に先立ち、本大臣の見解を述べて國務省の要職に就かれる大使の検討を求めたい。

一 時期について

施政権返還の要望は今後ますます強くなるべく、殊に一九七〇年を迎えて返還の時期につきなんらの見通しなしということでは、政治的にきわめて困難である。よつて本年秋に総理が訪米し、時期を取決めることとしたい。本大臣としてはこれを一九七二年中とすることを期待する。

極 秘

無 期 限

4 評の内
4 号

二 条件について

イ 返還後の基地の地位については、国内において「本土並み」であるべしという強い圧力がある。殊に「本土並み」以上の条件の場合には、またまた沖縄を差別待遇するものであるとの非難を説得することはきわめて難しい問題である。政府はこれらの事実を念頭に置きつつ条件を決めて行かなければならぬ立場にあり、従つて条件はなるべく「本土並み」に近く、また「本土並み」以上の条件は暫定的であり、やがては「本土並み」に到達するのが目標であるとせざるをえない。

ロ いわゆる「自由使用」については、本土に関しては幸いにして今日までわが方が事前協議を受けるような事態は発生して

ないが、沖縄に関しては、戦闘作戦行動のための基地使用及び核の問題につきさらに具体的に話合つて行く必要があると考へている。

(4) 戦闘作戦行動のための基地使用については、朝鮮半島における戦闘再発のごとき事態を想定すれば、わが方としても当然かかる基地使用を認めることとなる。軍事の見地から、想定しうるいかなる事態において米軍が自由出撃を必要とするかにつき、より具体的な検討を試みることにより、わが方のとるべき政治的責任の内容もより明らかになるであろう。そのような基礎の上に立つて意見の一致点を見出すことができらば、これを対日本国内、対米国内、並びに対北京、平壤の観点から、

いかなる形にまとめるかは表現の問題にたると思ふ。

(5) 核兵器の問題は、わが方からみれば自由出撃の問題よりも明らかに困難な問題である。段階的核抑止力についての貴大使の説明は理解しうるところであるが、核に関して「現状どおり」全く自由であるという点では、核に対する日本国民の特殊の感情からして到底日本国内を説得できないと思われる。他方仮になんらかの取決めを行なうとしても、わが方においては沖縄の現在の核兵器体系についての知識が欠如しており、また安保条約改訂交渉の際の本土のごとく、核の不存在を前提としないブキミキエラはなかなかむずかしいであろう。思ひに核持込みについては、(1)中長距離ミサイル発射基地維持、(2)戦術的核弾

頭貯蔵、(3)核弾頭搭載艦船、航空機の立寄り、(4)核使用、等の問題があると考えられるが、これらの諸問題について、米側の軍事的立場から、極東全域の米軍配備体系の一環としての沖繩に関し、さらに米側の説明を求めたいと考えている。

(3) 条件の問題は、「本土並み」と「現状どおり」の間にかいで日米双方が受諾しうるならかのフレームワークを探索することに帰着する。本大臣はこの見地より、前記(1)(2)につき米側と討議を重ね、総理訪米までになんとか結論をえたいと念ずるものである。